



あれこれ通信

しぶやとみこの議会報告

NO. 49

2007年5月20日

渋谷とみ子の会

埼玉県比企郡嵐山町平沢 254-64

Tel / Fax 0493-62-7997

<http://www.k2.dion.ne.jp/~saiko/shibuya/>

リニューアルします。もう少しお待ちください。

Eメール shibuya97@s4.dion.ne.jp

進めていきたい！嵐山町の議会改革 ・ 政治倫理条例制定

次の選挙から議員定数14名になります。議員が4名少なくなるだけに議会審議が十分にできるように議員の学習・議会審議のあり方の改革を進めています。今必要なことは、所属している会派の考えに従うのではなく、議員が議員として政策の良し悪しを議論できる環境づくりです。

議会は、3度目の政治倫理条例の制定にチャレンジしています。他の市町村議員の収賄や議会政務調査費の違法支出など報道され、議員も襟を正さなくてはなりません。5月1日発行の議会報に条例案が掲載されました。

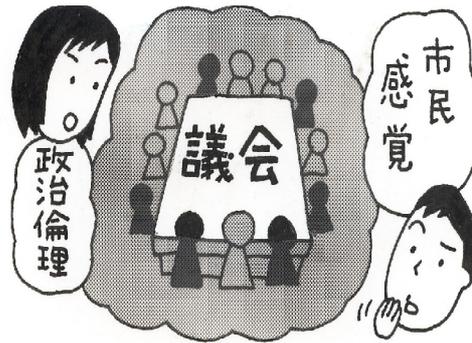
条例の特徴は①議員は市民の代表として町と町民の問題解決にあたる

- ②議員は町などに要望するとき、文書にし、その文書は町民が閲覧できる。
- ③議員の配偶者・2親等内の親族(親子・兄弟)の経営する事業は町との契約を辞退する。
- ④議員は町から10万円以上補助金交付をうけている団体の代表を辞退する。
- ⑤議員は納税の報告をする。
- ⑥議員はその地位を利用して嫌がらせ・強制・圧力をかけてはならない。
- ⑦議員はセクハラ・他の人権侵害をしてはならない。



⑧政治倫理審査会を設け、③④⑤については50人以上の町民、2人以上の議員の審査請求について審査する・⑥⑦については当事者は誰でも審査請求できる。

⑨政治倫理審査会は、町民3人と専門家2人の5名で行う・・・というものです。



議会のなかでは、「議員の親族も町との事業契約を辞退するのでは親族関係のよしあしで立候補が決まり、選挙権を侵害する・政治倫理は議員の良心にまかせればよ

く、規制しない部分はOKではむしろ倫理に反する」という理由で、政友会(安藤欣男・柳勝次・村田広宣・藤野幹男・鈴木勝江・小林朝光・吉場道雄議員)が、③④に反対です。

他の議員は「福島県知事収賄は弟が談合等を仕切っていたので2親等(兄弟など)も町との契約を辞退するほうが、議員は、町民からの信頼を得ることができる」という意見です。

皆さんの意見を議会報と説明会でうかがって、条例をつくっていきます。

議員が、議会のあり方について町民の方にご意見をうかがうのは、はじめてのことです。6月の定例議会で、嵐山町議会政治倫理条例を制定する予定で進めています。